

別表（第4条関係）

番号	業 種	基 準
1	人材募集広告	人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
2	語学教室等	安易さや授業料、受講料の安価さを強調する表現は使用しない。 （例）「1箇月で確実にマスターできる。」等
3	学習塾・予備校等（専門学校を含む。）	(1) 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。 (2) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明なものは掲載しない。
4	外国大学の日本校	当該大学は、日本の学校教育法に定める大学でない旨を明確に表示すること。
5	資格講座	(1) 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。 （例）「この資格は国家資格ではありません。」 (2) 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。下記

		の主旨を明確に表示すること。 (例)「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」 (3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。 (4) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのような誤認される表示はしない。
6	病院、診療所、助産院	(1) 広告できる事項は、医療法第6条の5及び6条の7、関連法令、厚生労働省の告示、同省の医療広告ガイドラインに定める広告規制等の関連規定に反しないこと。 (2) バナー広告のリンク先である病院等のホームページの内容は、医療法の規制がかかる広告にはあたらないため、前号の規定は適用しない。
7	施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）	(1) あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律第7条又は柔道整復師法第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。 (2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。 (3) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載できない。
8	薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具	(1) 薬事法第66条から第68条の規定及び厚生労働省の医薬品等適正広告基準の規定並びに各法令所管省庁の通知等に定められた規定に反しないこと。

	(健康器具、コンタクトレンズ等)	(2) 医療機器については、厚生労働省の承認番号を記載すること。 (3) 広告を掲載する事業者等が、事業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当部署において広告内容が適法・適正であることについて確認を取っていること。
9	健康食品、保健機能食品、特別用途食品	(1) 健康増進法第32条の2、薬事法第68条、食品衛生法第20条並びに各法令の所管行政庁の通知等に定められた規定に反しないこと。 (2) 健康食品は、医薬品と誤認されるような効能・効果について表示できない。 (3) 保健機能食品及び特別用途食品については、広告内容が国及び法令により認められている表示事項の範囲を超えていないこと。かつ、法令等により定められている表示すべき事項が記載されていること。 (4) 広告を掲載する事業者等が、事業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当部署及び食品担当部署において広告内容が適法・適正であることについて確認を取っていること。
10	介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等	(1) サービス全般（老人保健施設を除く） ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。 イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。 ウ その他、サービスを利用するに当た

		って、有利であると誤解を招くような表示はできない。 (例)「北名古屋事業受託事業者」等 (2) 有料老人ホーム (1)に規定するもののほか、 ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示する。 イ 所管都道府県の指導に基づいたものであることを確認する。 ウ 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示」に抵触しないかを確認すること。 (3) 有料老人ホーム等の紹介業 ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。 イ その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。
1 1	飼育動物の診療施設	獣医療法第17条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。
1 2	不動産事業	(1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。 (2) 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記

		する。 (3) 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規則に従う。 (4) 契約を急がせる表示は掲載しない。 (例)「早い者勝ち、残り個数あとわずか」等
1 3	弁 護 士 ・ 司 法 書 士 ・ 行 政 書 士 ・ 税 理 士 ・ 公 認 会 計 士 等	各業に関する法令及び監督団体等の定める広告規制に抵触する内容ではないこと。
1 4	旅 行 業	(1) 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。 (2) 不当表示に注意する。 (例) 白夜でない時期の「白夜旅行」、 行程にない場所の「写真」の掲載等
1 5	通 信 販 売 業	特定商取引に関する法律第11条及び第12条並びに同法施行規則第8条から11条の規定に反しないこと。
1 6	雑 誌 ・ 週 刊 誌 等	(1) 適正な品位を保った広告であること。 (2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。 (3) 性犯罪を誘発・助長するような表現(文言・写真)がないものであること。 (4) 犯罪被害者(特に性犯罪や殺人事件の被害者)の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。 (5) タレントなど有名人の個人的行動に関

		しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮ある表現であること。 (6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。 (7) 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。 (8) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。
1 7	映画・興行等	(1) 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。 (2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。 (3) いたずらに好奇心を訴えるものは掲載しない。 (4) 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。 (5) ショッキングなデザインは使用しない。 (6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。 (7) 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。
1 8	古物商・リサイクルショップ等	(1) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づいて許可等を受けていること。 (2) 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。

		(例)「回収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄」等
1 9	結 婚 相 談 所 ・ 交 際 紹 介 業	(1) 結 婚 情 報 サービス 協 議 会 に 加 盟 し て い る こ と (加 盟 証 明 が 必 要) を 明 記 す る。 (2) 掲 載 内 容 は、名 称、所 在 地 及 び 一 般 的 な 事 業 内 容 等 に 限 定 す る。 (3) 公 的 機 関 に 認 め ら れ た 個 人 情 報 の 保 護 体 制 を 整 え て い る こ と (財 団 法 人 日 本 情 報 処 理 開 発 協 会 の プ ラ イ バ シ ー マ ー ク を 取 得 し て い る 等)。
2 0	労 働 組 合 等 一 定 の 社 会 的 立 場 と 主 張 を 持 っ た 組 織	(1) 掲 載 内 容 は、名 称、所 在 地 及 び 一 般 的 な 事 業 内 容 等 に 限 定 す る。 (2) 出 版 物 の 広 告 は、主 張 の 展 開 及 び 他 の 団 体 に 対 し て 言 及 (批 判、中 傷 等) す る も の は 掲 載 し な い。
2 1	質 屋 ・ チ ケ ッ ト 等 再 販 売 業	(1) 個 々 の 相 場、金 額 等 の 表 示 は し な い。 (例)「〇〇のバッグ 50,000 円」、「航空券 名古屋～福岡 15,000 円」等 (2) 有 利 さ を 認 識 さ せ る よ う な 表 示 は し な い。
2 2	ト ラ ン ク ル ー ム 及 び 貸 し 収 納 業 者	(1) 「ト ラ ン ク ル ー ム」は 国 土 交 通 省 の 規 制 に 基 づ く 適 正 業 者 (マ ル 適 マ ー ク 付 き) で あ る こ と が 必 要。 (2) 「貸 し 収 納 業 者」は 会 社 名 以 外 に 「ト ラ ン ク ル ー ム」の 名 称 は 使 用 し な い。ま た、下 記 の 主 旨 を 明 確 に 表 示 す る こ と。 (例)「当 社 の 〇 〇 は、倉 庫 業 法 に 基 づ く “ト ラ ン ク ル ー ム” で は あ り ま せ ん。」等

2 3	ウィークリーマンション等	営業形態に応じて、必要な法令に基づく許可等を受けていることを確認する。
2 4	墓地等	都道府県知事の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。
2 5	募金等	(1) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。 (2) 下記の主旨を明確に表示すること。 （例）「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」
2 6	規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告	本基準第4条で定める規制の業種に該当する事業所等による、規制の業種に関連するもの以外の内容の広告は、本基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。 （例）たばこ製造・販売事業者の「喫煙マナー向上のための広告」等
2 7	金融商品	(1) 投資信託等 ア 将来の利益が確実・保証されているような表現がないこと。また、利益について記載する場合は必ず予想に基づくものであることを明示すること。 イ 元本保証がない旨等のリスクを、目立つようにわかりやすく表示すること。 (2) 商品先物取引及び外国為替証拠金取引（FX）等 ア 監督行政庁等の許可・登録等の商品取扱いに必要な資格を持った事業者であること。なお、名称や登録番号、業

		界団体会員であることは必ず明記すること。 イ 安全・確実性や有利性等を強調し、投機心をいたずらに煽るものでないこと。 ウ 利益保障がないこと及び損失が生じる可能性があること等のリスクを、目立つようにわかりやすく表示すること。 (3) その他金融商品 当該金融商品の内容に応じ、本項(1)及び(2)の規定を準用する。
28	その他	表示については次の事項に注意を要すること。 (1) 割引価格の表示 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。 (例)「メーカー希望小売価格の30%引き」等 (2) 比較広告（根拠となる資料が必要） 主張する内容が客観的に実証されていること。 (3) 無料で参加・体験できるもの 費用がかかる場合がある場合には、その旨明示すること。 (例)「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります。」等 (4) 責任の所在、内容及び目的が不明確

		な広告 広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。 (5) 肖像権・著作権 無断使用がないかを確認する。 (6) 宝石の販売 虚偽の表現に注意（公正取引委員会に確認の必要あり。） （例）「メーカー希望小売価格の50%引き」（宝石には通常、メーカー希望小売価格はない。）等 (7) アルコール飲料 ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。 （例）「お酒は20歳を過ぎてから」等 イ 飲酒を誘発するような表現の禁止 （例）「お酒を飲んでいる、または飲もうとしている姿」等 (8) 個人輸入代行業等の個人営業広告 必要な資格の取得状況や事務所の所在地等の実態を確認すること。
--	--	--